

## 金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づく契約締結前交付文章書面

この書面には、お取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

当社の投資助言や提供情報はお客様の利益を保証するものではありません。

取引に際しては、株式等の有価証券の売買は、相場の変動や発行会社の信用状況により多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引を行う金融商品取引業者の金融商品の説明を良くご覧いただき、下記リスク等を十分に理解のうえ、投資の最終決定はご自身の判断と責任において行ってください。

なお、当社又はインターネット事業者等の事情により、当社の投資助言や提供情報の配信が行われない場合や遅れる場合、受信できない場合があります。

### 報酬について

投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、国内の株式、債券の価値分析又はこれらの価値分析に基づく投資判断に関し、下記の会員区分に従い助言を行い、お客様から、助言報酬をいただきます。

会員区分	: ホワイトプラン		
報酬額	: 2ヶ月	30,000円	27,000円 (更新額)
	: 6ヶ月	80,000円	72,000円 (更新額)
会員区分	: ゴールドプラン		
報酬額	: 1ヶ月	100,000円	90,000円 (更新額)
	: 3ヶ月	250,000円	225,000円 (更新額)
会員区分	: プレミアムプラン		
報酬額	: 3ヶ月	400,000円	360,000円 (更新額)
会員区分	: 単発スーパー銘柄 (1銘柄)		
	非会員	50,000円	
	既存会員	30,000円	

※上記金額は、全て税込み金額で表示しています。

金融商品市場における相場その他の指標に係る変動などにより損失が生じるおそれがあります

#### ・【 価格変動のリスク 】

弊社情報により購入した有価証券は価格変動により利益だけでなく、損失を伴う場合もあります。

#### ・【 信用リスク 】

有価証券の発行会社の信用状態の変化により、価格が変化することがあり、有価証券の発行会社が倒産してしまうと、最悪の場合には、投資した金額は全額戻ってこないこととなります。

これは、会社が倒産する＝信用状態が悪化することにより価格が低下する、というリスクが発生することを意味します。

## ・【流動性リスク】

売買がほとんどされない銘柄、つまり、流動性の低い銘柄は、必要な時に思うように売れないことがあります、どうしても売りたい場合には、時価よりも大幅に安い値段を提示しなければならないことになりかねず、流動性リスクの高い銘柄は、その分安い価格で取引されることが多くなります。

## 本取引は、クーリング・オフの対象となります

本取引には金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用があります。詳細につきましては下記「クーリング・オフの適用」の記載をご覧ください。

## ○ 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社は、投資助言を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

福岡財務支局長（金商）第 76 号

当社が行う投資助言業務は、お客様と投資顧問契約を締結することにより、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約業務です。当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言はお客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。

売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

## ○ 報酬等について

投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、国内の株式、債券の価値分析又はこれらの価値分析に基づく投資判断に関し、下記の会員区分に従い助言を行い、お客様から、助言報酬をいただきます。

会員区分	： ホワイトプラン		
報酬額	： 2ヶ月	30,000円	27,000円（更新額）
	： 6ヶ月	80,000円	72,000円（更新額）

※上記金額は、全て税込み金額で表示しています。

助言の方法

- ： デイトレード～2週間内での目標達成を目的とした東証1部の大型株・新興市場・低位株を中心に、当社担当者による独自分析から選別した推奨銘柄をweb上で提示。同時に、お客様の携帯電話やパソコンへ、情報をメール送信します。
- ・ 市場の流れから個別銘柄情報を「会員ページ&会員レポート」にて掲載・配信を行い、常時株価を見る事の出来ない方やメール情報をチェック出来ない方も、会員ページにて最新情報を確認することができます。
- ・ 「会員掲示板」には上記「会員ページ&会員レポート」では掲載されない、最新の銘柄情報をリアルタイムに掲載致します。

なお、推奨銘柄として提示した銘柄であっても、上位プランの会員にすでに提示した銘柄である場合（この場合には、その旨を情報送信メールに別途記載いたします）や、その後、下位プランの会員に提供したり、当社ホームページやメールマガジン等で銘柄

情報を無料で提供する可能性がある点ご注意ください。

会員区分 : ゴールドプラン  
報酬額 : 1ヶ月 100,000円 90,000円 (更新額)  
3ヶ月 250,000円 225,000円 (更新額)  
※上記金額は、全て税込み金額で表示しています。

助言の方法 : 「会員ページ&会員レポート」「会員掲示板」のサービスに加え、毎日の電話サポートにより万全のフォローで対応しております。  
・「ゴールレポート」2週間以上の保有で目標達成を目的とした堅実性の高い銘柄を、お客様の携帯電話やパソコンへ、メール配信いたします。  
・「電話サポート」平日9~20時まで随時、電話で担当者が銘柄の相談・助言を行っています。  
なお、推奨銘柄として提示した銘柄であっても、上位プランの会員にすでに提示した銘柄である場合（この場合には、その旨を情報送信メールに別途記載いたします）や、その後、下位プランの会員に提供したり、当社ホームページやメールマガジン等で銘柄情報を無料で提供する可能性がある点ご注意ください。

会員区分 : プレミアムプラン  
報酬額 : 3ヶ月 400,000円 360,000円 (更新額)  
※上記金額は、全て税込み金額で表示しています。

助言の方法 : 「会員ページ&会員レポート」「会員掲示板」「単発スーパー銘柄」「ゴールドレポート」「電話サポート」の当顧問の全サービスをご利用できる、会員プランです。  
・2週間~1ヶ月以上の保有で目標達成を目的とした銘柄情報「プレミアム銘柄」を配信いたします。  
なお、推奨銘柄として提示した銘柄であっても、その後、当社ホームページやメールマガジン等で銘柄情報を無料で提供する可能性がある点ご注意ください。  
・プレミアム銘柄は「更新特典銘柄」としてその他の会員プランを更新されたお客様へ配信される場合があります。

会員区分 : 単発スーパー銘柄 (1銘柄)  
非会員 50,000円  
既存会員 30,000円  
※上記金額は、全て税込み金額で表示しています。

助言の方法 : 推奨する銘柄に係る株価価値の分析やチャート分析による今後の動向予測について、メール配信でアドバイスを行ないます。1回の申込みで1銘柄配信いたします。  
(1配信1銘柄) 推奨後、最長4週間もしくは目標達成までのフォローメール付  
(期間調整は相場状況に応じて行なわせていただきます。)  
なお、推奨銘柄として提示した銘柄であっても、その後、当社ホームページやメールマガジン等で銘柄情報を無料で提供する可能性がある点ご注意ください。

○ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約はクーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次のとおりです。

- ・ お客様は、契約締結時の書面を受領した日から決算にて 10 日を経過するまでの間、書面（eメール）による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ・ 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ・ 契約の解除に伴う報酬の清算は、次のとおりとなります。
- ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合（当社の場合は ID・Pas を発行していない、メール配信の場合は当社がメールを配信していない場合）：解除に伴う報酬は頂きません。すでにいただいていた報酬は全額ご返金します。
- ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額 ÷ 契約期間の総日数 × 契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし社会通念上妥当であるとみとめられる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。ただし、単発スーパー銘柄プランにつきましては、投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合（当社の場合は ID・Pass を発行していない、メール配信の場合は当社がメールを配信していない場合）：解除に伴う報酬は頂きません。すでにいただいていた報酬は全額ご返金します。また、投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：当社との投資顧問契約に基づく当社の義務の履行は完了しておりますので、返金はいたしません。

○ 契約の中途解約

- ・ クーリング・オフ期間終了後の解約は、解約希望日の 1 ヶ月以上前の申請が必要となります。  
返金金額は各サービスの 2 ヶ月の価格を基準とした通常料金（長期割引前料金）をもとに、契約開始日または更新日から解約希望日までの実日数に応じて日割にて計算させて頂いた金額から振込手数料を差し引いて返金いたします。ただし、単発スーパー銘柄プランにつきましては、クーリング・オフ期間終了後の解約はお受けできません。
- ・ 上級プランから下級プランへの契約変更は契約期間の短縮は出来ません。
- ・ 過去にクーリング・オフや中途解約によって退会されたお客様には再入会をお断りさせていただく場合がございます。

○ 租税の概要

投資顧問契約の締結には消費税が課税されます。なお、お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。詳しくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。よろしくお願いいたします。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ・ 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ・ クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申し出があったとき（詳しくは上記「クーリング・

オフの適用」及び「契約の中途解約」を参照下さい。)

- ・ 当社が、投資助言業を廃業したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資顧問業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ・ 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
  - ・ 取引所木金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
  - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ・ 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ・ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

○ 苦情処理措置の内容

当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令 115 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる措置を投資助言業に関する苦情処理措置として講じております。具体的な苦情処理の手続きは以下の通りです。

- 1 苦情処理については、管理部が担当し、当社に対する苦情は、苦情相談室で受け付けいたします。  
苦情相談室  
住所：福岡県福岡市中央区赤坂 1-14-22 センチュリー赤坂門ビル 6F  
電話：092-732-1097  
FAX：092-732-1096  
メール：[kj@dream-trader.com](mailto:kj@dream-trader.com)
- 2 苦情処理にあたっては、個人情報情報の取扱いに留意のうえ、事実、原因および責任の所在等を明確にし、顧客の立場を尊重し、迅速、誠実かつ公平にその解決を図ります。
- 3 管理部が受理した苦情については、当社が定める苦情処理規程の各条項に従い、当社顧問弁護士である高山総合法律事務所（以下「顧問先」という）の法的助言をもとに解決を図ります。
- 4 管理部は、顧問先からの指示に基づき、申出人に対して事情の確認その他のヒアリングを行うほか、社内文書や申出人とのやり取りに関する記録等を精査し、関係者へのヒアリングを行う等により、事実関係について調査し、事実、原因および責任の所在等を明確にするよう努めます。
- 5 苦情処理の標準処理期間は 1 か月とし、標準処理期間経過時に未解決のものは、検討状況及び解決の見込みについて申出人に報告いたします。なお、標準処理期間内であっても、管理部は、必要に応じて適宜申出人に対して検討状況等について報告いたします。
- 6 管理部は、顧問先からの助言に基づき、事実説明及び対応案を作成し、代表取締役及び管理部担当取締役の承認を得た上で、かかる事実説明及び対応案を速やかに申出人に連絡いたします。
- 7 当社が提示した事実説明及び対応案について、受諾していただける場合には、

顧問先に相談の上、必要な手続きを行います。

8 当社が提示した事実説明及び対応案について受諾していただけない場合には、顧問先に相談の上、次のいずれかの対応を行います。

- (1) 代替案の提示
- (2) 紛争解決措置として当社が協定を締結した外部紛争等解決機関を紹介し、外部紛争等解決機関のあっせん手続きにより解決を図ること
- (3) その他法的な紛争解決処理

○ 紛争解決措置の内容

当社は、金商業府令第115条の2第2項第2号に掲げる措置を投資助言葉に関する紛争解決措置として講じ、当社が協定を締結した東京弁護士会紛争解決センターにおけるあっせん又は仲裁手続きにより金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ります。

会社当社の概要

商号 株式会社ディーディーシー  
住所 福岡県福岡市中央区赤坂 1-14-22 センチュリー赤坂門ビル 6F  
TEL 092-732-1095

資本金 300 万円

主たる事業 投資助言・代理業

設立年月日 平成 20 年 2 月 21 日

役員の名 代表取締役 大久保 貴広  
取締役 深谷 浩三

主要株主 大久保貴広

分析者 投資判断者 大久保貴広・麻生絵夢

助言者 大久保貴広・麻生絵夢

加入協会等 該当なし

当社への連絡方法

以下の電話番号、e メールアドレスにご連絡下さい。

電話番号 092-732-1095

e メールアドレス info@dream-trader.com

登録簿の閲覧

当社の登録情報は福岡財務支局にてご自由に閲覧ができます